

平成 29～32 年度千歳市競争入札参加資格審査 申請における変更点（内容追加）

平成 29 年 1 月から予定している標記申請の変更点について、次のとおりお知らせします。
詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。

1 資格の有効期間が変更（2年から4年へ）となります。

これまで、本登録（隔年審査）における資格の有効期間を2年間から4年間に変更します。

ただし、建設工事6工種（土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、電気工事、造園工事）の格付は、2年ごとに更新受付を行い、見直しを行います。

【見直しの趣旨及び内容等】

これまで2年に一度、申請が必要でしたが、申請資料が膨大であることや受付時の待ち時間など、事業者負担の軽減等を図るため、資格の有効期間を4年間に延長します。

ただし、建設工事6工種の格付（A、B、C等）は、これまで同様、2年ごとに見直しするため更新の受付を行う予定で、建設業許可や経営事項審査の継続状況、技術者名簿など審査のための資料は、これまで同様提出いただく予定です。

また、6工種以外の工種に登録がある方についても、入札前には最新の建設業許可・経営事項審査等に更新されているかなど審査を行います。

建設工事の2年ごとの格付更新申請は、格付等に必要な資料に限定した提出となるため、提出資料が簡素化され、事業者の負担軽減が図られます。

今回の審査申請から

【資格の有効期間】 **4年間（平成29年4月1日から平成33年3月31日まで）**

【資格申請時期】 **平成29年1月頃 4年間の申請（定期登録） ←今回申請**

平成30年1月頃 3年間の新規申請又は登録業者の業種追加（追加登録）

平成31年1月頃 2年間の新規申請又は登録業者の業種追加（追加登録）
及び建設工事6工種の格付更新申請

平成32年1月頃 1年間の新規申請又は登録業者の業種追加（追加登録）

平成33年1月頃 4年間の申請（定期登録）予定

2 更新登録申請の事業者は、郵便申請が可能となります。

これまでの持参申請では、受付時に多くの待ち時間が生じる課題があったことから、事業者の待ち時間解消を図るため、今回から新規登録申請者と更新登録申請者に分け、更新登録申請（平成 28 年度千歳市競争入札参加資格を有する事業者で、平成 29 年度以降も登録を希望する場合）は、郵便による申請ができるよう見直しました。

また、郵送申請で書類に不備があった場合は、個別に F A X または電話により内容の確認をしますので、持参申請時と比べ不利な取扱いとなることもありません。

なお、更新申請の対象となる事業者に対しては 12 月中旬頃に現在の資格登録状況を印刷した更新申請書を、申請者の所在地（契約権限を委任している場合は受任者の事業所）宛てに送付します。

更新登録申請を希望する事業者は、当該更新申請書を使用し、可能な限り郵便で申請願います。

行政書士に申請を代理される場合は、同封の更新申請書を使用するよう行政書士の方に依頼願います。

登録申請区分	対 象 者	申 請 方 法	
		これまで	今回の審査申請
新規登録	平成 28 年度千歳市競争入札参加資格を有さない者	持参のみ	持参のみ
更新登録	平成 28 年度千歳市競争入札参加資格を有し、平成 29 年度以降も登録の更新を希望する者	持参のみ	郵便 又は持参

※ 平成 26 年度以前に千歳市競争入札参加資格を有していたが、平成 28 年度において同資格を有していない事業者は、新規登録申請となります。

3 業種が追加となります。

建設工事における工種の追加

- ◆現在の 28 工種に加え、「**解体工事**」を追加します

物品購入等における業種追加

- ◆小分類「340 架装」の取扱品目に「**救急車両**」を追加します。
- ◆小分類「352 保安用品」の取扱品目に「**スノーポール**」を追加します。

業務委託における業種追加

- ◆小分類「401 施設警備」の取扱業務に「**駐車場整理**」を追加します。
- ◆小分類「**428 広告業務**」を追加し、取扱業務「**広告代理業**」及び「**その他広告業**」を追加します。
- ◆小分類「427 その他業務」の取扱業務に「**クリーニング**」を追加します。

4 建設工事の資格要件として「社会保険等への加入」が必須となります。

建設業における労働環境改善のため、国等では社会保険等※1の未加入対策を進めており、平成29年度までに全ての建設業許可業者の社会保険加入を目指としています。

当市の未加入者対策としては、前回の資格審査から「発注者別評価制度」での減点措置を行うとともに、対象者には個別指導を行ってきましたが、社会保険等へ加入するために十分な期間が経過したことから、今回の資格審査では、「社会保険等への加入」を建設工事の資格として必須の要件とします（ただし、適用除外となっている事業者を除く）。

社会保険等未加入事業者は、申請することができません。

※1 社会保険等・・・「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険」

5 建設工事の発注者別評価項目が変更となります。

【現行】平成27・28年度入札参加資格審査

【改正後】平成29～32年度入札参加資格審査

発注者別評価項目		評価点	発注者別評価項目	評価点
			新設	
			仕事と家庭の両立支援	10
			ア 一般事業主行動計画の策定届出	(5)
			イ 北海道あったかファミリー応援企業登録	(5)
工事施行成績 (標準的な工事成績の場合)		25	工事施行成績 (標準的な工事成績の場合)	25
環境対策			環境対策	
ア エコアクション21		10	ア エコアクション21	10
イ HES			イ HES	
ウ ECOちとせ			ウ ECOちとせ	
季節労働者通年雇用		10	季節労働者通年雇用	10
障がい者雇用		5	障がい者雇用	5
地域貢献活動		5	地域貢献活動	5
地域貢献活動(寄付)		5	地域貢献活動(寄付)	5
女性技術者雇用		5	女性技術者雇用	5
労働福祉状況		△15		
ア 雇用保険の加入「無」		(△5)		
イ 健康保険の加入「無」		(△5)		
ウ 厚生年金保険の加入「無」		(△5)		
			廃止	

(1) 発注者別評価とは

建設工事の競争入札参加資格審査で行う格付（6工種、A、B、Cなど）は、建設業許可行政庁が行う経営事項審査の総合評定値（P点）と市が独自に行う地域貢献や社会性などを評価した発注者別評価点の合計値により判定しています。

この発注者別評価は、地域住民が期待する事項や建設産業政策における課題等、地域の実情を踏まえた多様な評価項目を用いて地域貢献企業を評価することで、技術力や経営力による競争の促進を図り、価格と品質が総合的に優れた公共調達の実現を目指すものです。

発注者別評価点の申請は事業者の任意ですが、制度趣旨をご理解の上、積極的な活用をお願いします。

(2) 審査対象者（格付対象者）

「土木一式工事」、「建築一式工事」、「舗装工事」、「管工事」、「電気工事」、「造園工事」に登録を希望する以下の事業者が申請できます。

- ① 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者
- ② 千歳市外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者にあつては、千歳市内に建設業法に基づく許可を得た従たる営業所を有し、当該営業所に契約締結に関する権限を委任している者

(3) 変更点

今回の資格審査申請では、変更表のとおり、建設工事の資格要件として「社会保険等への加入」が必須となることで、未加入事業者は申請できなくなるため、未加入者を減点評価する「労働福祉状況」の評価項目は廃止します。

また、新たに追加する「仕事と家庭の両立支援」についての詳細は、次のとおりです。

① 「仕事と家庭の両立支援」(合計 10 点)

ア 一般事業主行動計画を策定し、届出をしている事業者に 5 点加点します。

今回の資格審査で発注者別評価点の申請を希望する場合は、審査基準日（平成 29 年 1 月 1 日）において届出を行っている必要があります。

一般事業主行動計画とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。また、100 人以下の従業員を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届け出るよう努めなければなりません（努力義務）。

申請を希望される事業者は、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>) を参照していただくか下記届出先にお問い合わせ願います。

届出先：北海道労働局 雇用環境・均等部指導課

〒060-8566 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第一合同庁舎 9 階

電話 011-709-2715

② 北海道あったかファミリー応援企業に登録している事業者に 5 点加点します。

今回の資格審査で発注者別評価点の申請を希望する場合は、審査基準日（平成 29 年 1 月 1 日）において北海道から登録証の交付を受けている必要があります。

北海道あったかファミリー応援企業登録制度とは

育児や介護などの家庭と仕事の両立できる環境など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることで、企業の自主的な取組の促進を図るための北海道が行っている取組です。

【対象企業】

北海道内に事業所を有する従業員1人以上雇用する法人又は個人

【登録要件】

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省都道府県労働局長に届出、計画を実践していること。
- ②育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- ③一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、北海道のホームページ等で公表することに同意すること。

【北海道の登録の流れ】

登録は随時、受付しています。通常、北海道に申請してから登録（以下④～⑥）まで3週間程度を要します。

- ①就業規則（育児・介護休業規程等）の整備
- ②一般事業主行動計画の策定
- ③一般事業主行動計画策定届を厚生労働省都道府県労働局へ届出
- ④北海道へ登録申請書の作成・提出
- ⑤審査・登録
- ⑥登録証の交付

申請を希望される事業者は、北海道のHP

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/attaka.htm>) を参照していただくか下記届出先にお問い合わせ願います。

北海道あったかファミリー応援企業登録制度登録申請届出先
北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎9階
TEL 011-204-5354

問い合わせ先

担当：千歳市総務部契約管財課契約係

〒066-8686

北海道千歳市東雲町2丁目34番地

TEL 0123-24-0535（直通） FAX 0123-22-8854

E-Mail keiyakukanzai@city.chitose.hokkaido.jp